

埼玉県微小粒子状物質（PM2.5） に係る注意喚起要綱

埼玉県環境部大気環境課
（令和8年3月改正）

埼玉県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起要綱

（目的）

第1 この要綱は、「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合報告について」（平成25年3月1日付け環水大大発第1303013号）を踏まえ、大気中の微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）が、暫定指針値（同報告において、健康影響の可能性が懸念されるとして暫定的な指針となる値とした日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ をいう。以下同じ。）を超えるると予測される場合に県が行う注意喚起について、必要な事項を定めるものとする。

（対象地域の区分）

第2 PM2.5に係る注意喚起（以下「注意喚起」という。）については、県内を別表1のとおり区分して行うものとする。

（注意喚起の対象時間）

第3 注意喚起は、県民が屋外で活動する時間帯（以下「対象時間」という。）における行動の参考とするために行うものとする。
2 対象時間は、暫定指針値を超えるると予測された日の8時から24時までの間とし、24時をもって自動的に解除する。ただし、第8の規定に基づき注意喚起の解除を行う場合は、この限りでない。

（測定の方法及び地点）

第4 PM2.5の大気中における濃度の測定は、「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）に規定する測定の方法により行い、測定地点はPM2.5測定機が設置された一般環境大気測定局（この要綱の施行後において新たにPM2.5測定機が設置された一般環境大気測定局を含む。以下「PM2.5一般測定局」という。）とする。

（暫定指針値超過のおそれの予測方法）

第5 別表2に定める方法で算出した結果、別表1に定める地域又は地域の区分が、別表3に定める判断基準に該当した場合、県はPM2.5の大気中における濃度が暫定指針値を超えるおそれがあると予測するものとする。

（注意喚起等の方法）

第6 県は、第5の規定に基づき暫定指針値を超えるおそれがあると予測した場合、気象要因等を考慮した上で別表3に定める時刻に注意喚起を行い、第9に定める方法により周知を図るものとする。

2 県は、前項の規定に関わらず、17時より前の測定値の結果から明らかに暫定指針値を超えるおそれがあると予測した場合、気象要因等を考慮した上で、第9に定める方法により周知を図るものとする。

（注意喚起の内容）

第7 第6の規定に基づき注意喚起を行う場合、県は県民に対し別表4に掲げる事項について注意を促すものとする。

（注意喚起の解除）

第 8 第 6 の規定に基づき注意喚起を行った後、別表 5 に定める解除基準に該当した場合、県は PM 2.5 の大気中における濃度が暫定指針値を超えるおそれが無くなったと予測し、気象要因及び隣接地域の状況等を考慮した上で、当該地域の区分を対象として注意喚起の解除を行い、第 9 に定める方法により周知を図るものとする。

2 前項の規定に基づく注意喚起の解除は、原則として、当該注意喚起を行った日の 19 時 30 分以前に限って行うものとする。

(連絡体制)

第 9 県は、注意喚起を行うとき及び注意喚起の解除を行うときは、別図の連絡系統により、市町村及び関係機関の協力を得て、速やかに県民へ周知するものとする。

2 注意喚起を行う場合及び注意喚起の一部並びに全ての解除を行う場合の市町村及び関係機関への連絡は、別紙様式により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 9 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 29 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 29 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 24 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 27 日から実施する。

別表1 対象地域の区分

(40市、22町、1村 計63市町村)

地域	地域の区分	地域の範囲
県南部地域 (25市3町)	県南東部地区 (6市1町)	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
	県南中部地区 (9市1町)	さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、伊奈町
	県南西部地区 (10市1町)	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町
県北部地域 (15市19町1村)	県北東部地区 (6市2町)	加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
	県北中部地区 (6市4町)	熊谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町
	県北西部地区 (6町1村)	毛呂山町、越生町、小川町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、寄居町
	本庄地区 (2市3町)	本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町
	秩父地区 (1市4町)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

別表2 算出方法

	算出方法
1	① 各PM2.5一般測定局の5時から7時までの各1時間値の平均値を算出する。 ② ①により算出した平均値について、別表1の地域ごとの2番目に大きい値を求める。
2	各PM2.5一般測定局の5時から12時までの各1時間値の平均値を算出する。
3	各PM2.5一般測定局の ① 14時から16時までの各1時間値の平均値を算出する。 ② 15時から17時までの各1時間値の平均値を算出する。 ③ 1時から16時までの各1時間値の平均値を算出する。 ④ 1時から17時までの各1時間値の平均値を算出する。

別表3 判断基準及び注意喚起を行う時刻

	判断基準	注意喚起を行う時刻
1	別表2の1の項で求めた値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた地域がある場合	8時
2	別表2の2の項で算出された平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたPM2.5一般測定局が存在する地域の区分がある場合	12時30分
3	別表2の3の項で算出された値のうち、 ①及び②が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上、かつ③及び④が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 又は ③及び④が $65 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 となるPM2.5一般測定局が存在する地域の区分がある場合	17時30分

別表4 注意喚起の内容

- 1 不要不急の外出をできるだけ減らすこと。
- 2 屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすこと。
- 3 換気や窓の開閉を必要最小限にすること。

なお、呼吸器系や循環器系の疾患のある方、子供や高齢の方は影響を受けやすく、個人差も大きいと考えられるため、特に体調の変化に注意すること。

また、自動車の運転や屋外で物を燃やすことは、汚染を悪化させるおそれがあるため、できるだけ控えること。

別表5 注意喚起の解除基準

	解除基準
1	別表3第1項の判断基準に該当して8時の注意喚起を行った場合（同表第3項の判断基準に該当し17時30分の注意喚起を行うべきものと判断される場合を除く）であって、注意喚起を実施した地域の区分における全てのPM2.5一般測定局において、13時以降、1時間値が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善し、引き続く1時間値も $40 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合
2	別表3第2項の判断基準に該当して12時30分の注意喚起を行った場合（同表第3項の判断基準に該当し17時30分の注意喚起を行うべきものと判断される場合を除く）であって、注意喚起を実施した地域の区分における全てのPM2.5一般測定局において、13時以降、1時間値が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善し、引き続く1時間値も $40 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合

PM2.5 注意喚起情報

○年○月○日

○月○日 ○○時○○分

埼玉県環境部大気環境課

PM2.5注意喚起を◇◇地区に行いました。(また、△△地区に行っていた、注意喚起を解除しました。)

電話:048(830)3051

FAX:048(815)5651

(地域・地区)



(現在の注意喚起状況)

地域	地域の区分	注意喚起		注意喚起判断基準に該当する測定局
		喚起時刻	解除時刻	
県南部	県南東部	時 分	時 分	〇〇局、△△局、□□局
	県南中部	時 分	時 分	◇◇局
	県南西部	時 分	時 分	
県北部	県北東部	時 分	時 分	
	県北中部	時 分	時 分	××局
	県北西部	時 分	時 分	
	本庄	時 分	時 分	
	秩父	時 分	時 分	

(参考情報) 注意喚起実施時の対応について

- 1 不要不急の外出をできるだけ減らすこと。
- 2 屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすこと。
- 3 換気や窓の開閉を必要最小限にすること。

なお、呼吸器系や循環器系の疾患のある方、子供や高齢の方は影響を受けやすく、個人差も大きいと考えられるため、特に体調の変化に注意すること。

また、自動車の運転や屋外でものを燃やすことは、汚染を悪化させるおそれがあるため、できるだけ控えること。

(注意喚起判断基準)

注意喚起時刻	判断基準
8時00分	各測定局の5時から7時までの各1時間値の平均値のうち、地域ごとの2番目に大きい値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
12時30分	各測定局の5時から12時までの各1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
17時30分	各測定局の ①14時から16時までの各1時間値の平均値 ②15時から17時までの各1時間値の平均値 ③1時から16時までの各1時間値の平均値 ④1時から17時までの各1時間値の平均値 について、①及び②が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上、かつ③及び④が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上、 又は、③及び④が $65 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上となった場合

別図

微小粒子状物質注意喚起情報連絡系統図

